



《会計・税務の知識》 申告をしなくてもよい所得

1. 申告をしなくてもよい所得

所得税は、一年間に得た所得を総合して課税する原則となっていますが、中には、確定申告をしなくてもよい所得もあります。

確定申告をしなくてもよい所得には、以下の2つに分類されます。

- (A) 所得税がかからない非課税所得
- (B) 源泉徴収だけで済まされる所得

(A) 非課税所得

非課税所得の主なものには、次のようなものがあります。

(1) 次に掲げる利子や配当で、非課税の手続きをとっているもの

- ① 元本350万円までの障害者等の少額預金の利子所得等
- ② 元本350万円までの障害者等の少額公債の利子所得
- ③ 元本550万円までの勤労者財産形成住宅貯蓄、勤労者財産形成年金貯蓄などに係る利子や配当

(2) 公社債の譲渡による所得

ただし、新株予約権付社債、国外発行の割引債、特定の短期国債などの譲渡による所得は課税されます。

(3) 増加恩給（普通恩給を含む）や傷病賜金、傷病年金、遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の勤労に基づいて支給されるものに限り）

(4) 家具、じゅう器、衣服などの生活用動産（貴金属や貴石等、書画、骨とう、美術工芸品で1個又は1組の価格が30万円を超えるものを除きます）の譲渡による所得

(5) 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの

(6) 心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金など

(7) 当せん金付証票（いわゆる宝くじ）の当せん金

(B) 源泉徴収だけで済まされる所得

次の所得は、「所得税の源泉徴収額」だけで課税が済まされます。

(1) 源泉分離課税とされる公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の分配金などの利子所得

(2) 私募公社債等運用投資信託などの収益の分配による配当所得

(3) 源泉分離課税とされる定期積金等の給付補てん金や抵当証券の利息、いわゆる外貨投資口座の為替差益等、割引債の償還差益による雑所得とされる配当所得

(4) 源泉分離課税とされる貴金属等の売戻し条件付売買の利益による譲渡所得

(5) 源泉分離課税とされる一定の一時払養老保険、一時払損害保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等による一時所得

(6) 確定申告をしないことを選択した配当等（少額配当及び上場株式の配当（その上場会社の株式を5%以上保有する人を除く）や特定株式投資信託の収益の分配金など）

(注) 1 少額配当とは、1回の支払額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12ヶ月）を常時、12で除して計算した金額以下のものをいいます。

(注) 2 少額配当、上場株式の配当等については、①確定申告をしないで所得税の源泉徴収（7%または20%）だけで済ませるか、又は、②確定申告をして源泉徴収をされた所得税を精算するか、どちらか有利な方を選択することができます。

(7) 確定申告をしないことを選択した源泉徴収選択口座内での上場株式等に係る譲渡所得等

2. 申告をしなければならぬ意外な所得

一方、以下の収入は、一時所得として申告が必要となりますので注意しましょう。

- 懸賞、クイズの賞金品
- 競馬、競輪の払戻金
- 生命保険満期保険金、長期損害保険満期返戻金
- 法人からの贈与金品
- 借家の立退料（借家権の譲渡を除く。）
- 拾得物の報労金

（担当：横瀬高宗）